

第 5 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成28年12月14日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成28年12月14日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第13号）

議案第3号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 平成28年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成28年度自然公園施設災害復旧事業の経費に対する阿蘇市負担金（地方財政法関係）について

議案第25号 指定管理者の指定について

請第18号 （有）山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本復旧・復興4カ年戦略の策定について

②水俣病対策の状況について

③国立公園満喫プロジェクト「ステップアッププログラム」の策定について

④高病原性鳥インフルエンザに関する情報について

⑤熊本地震に係る災害廃棄物処理の状況について

⑥熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

⑦熊本県産業人材の確保・育成及び県民の活躍支援に関する計画について

⑧阿蘇採石場の終掘に向けた取組みについて

出席委員（8人）

委員長 内野 幸喜

副委員長 前田 憲秀

委員 西岡 勝成

委員 岩中 伸司

委員 溝口 幸治

委員 磯田 毅

委員 末松 直洋

委員 高島 和男

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田代 裕信

政策審議監 坂本 孝広

環境局長 成富 守

県民生活局長 田中 義人

首席審議員兼

環境政策課長 村井 浩一

水俣病保健課長 小原 雅之

水俣病審査課長 藤本 聡

政策監 山口 喜久雄

環境立県推進課長 橋本 有毅

環境保全課長 川越 吉廣

自然保護課長 中尾 忠規

循環社会推進課長 久保 隆生

くらしの安全推進課長 猿渡 信寛

首席審議員兼

消費生活課長 中富 恭男

男女参画・協働推進課長 守山 幸子

人権同和政策課長 園 田 正 喜  
 商工観光労働部  
     部 長 奥 菌 惣 幸  
     政策審議監兼  
     商工政策課長 磯 田 淳  
     商工労働局長 伊 藤 英 典  
     新産業振興局長 寺 野 慎 吾  
     観光経済交流局長 中 川 誠  
 国際スポーツ大会推進局長 小 原 雅 晶  
     商工振興金融課長 原 山 明 博  
     労働雇用創生課長 石 元 光 弘  
     産業支援課長 三 輪 孝 之  
 エネルギー政策課長 前 野 弘  
     企業立地課長 岡 村 郷 司  
     観光課長 永 友 義 孝  
     国際課長 小金丸 健  
     政策監 末 藤 尚 希  
     首席審議員兼  
 くまもとブランド推進課長 柳 田 紀代子  
 国際スポーツ大会推進課長 水 谷 孝 司  
     企業局  
         局 長 五 嶋 道 也  
         次長兼総務経営課長 福 島 裕  
         工務課長 武 田 裕 之  
     労働委員会事務局  
         局 長 白 濱 良 一  
         審査調整課長 真 田 由紀子

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文  
 政務調査課参事 徳 永 和 彦

午前10時0分開議

○内野幸喜委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題

とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、部局ごとに質疑、採決を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順で説明をお願いします。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

○田代環境生活部長 それでは、審議事項に先立ちまして、まず熊本地震への主な対応状況について御説明申し上げます。

災害廃棄物の処理につきましては、益城町に県が整備を行っております2次仮置き場を順次供用してございまして、処理体制を確保することによりまして、損壊家屋等の公費解体を加速化し、発災後2年以内の処理完了を目指しております。

阿蘇くじゅう国立公園につきましても、草千里給水施設等の測量設計を実施しており、また、国が進めます国立公園満喫プロジェクトの具体的な実行計画を12月中に策定すべく、国や大分県、関係市町村等と調整を行っております。

続きまして、本日御審議いただきます議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、条例等関係2議案でございます。

まず、12月補正予算でございますけれども、総額2億9,000万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、阿蘇くじゅう国立公園等の公園施設の整備に要する経費、女性活躍促進のためのネットワーク構築に要する経費、市町村が実施します隣保館の耐震化整備に補助する経費等でございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環

境生活部の予算総額は、338億2,000万円余となります。

また、来年度の委託契約に係ります債務負担行為や補助事業等の繰越明許費の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案でございますが、第18号議案の平成28年度自然公園施設災害復旧事業の経費に対する阿蘇市負担金については、阿蘇山上給水施設の災害復旧費の一部を阿蘇市に負担いただくものです。

次に、第25号議案の指定管理者の指定につきましては、上天草市でございます天草ビジターセンターの指定管理者の指定を提案するものでございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

このほか、水俣病対策の状況についてなど4件につきまして御報告させていただきま

す。

詳細につきましては関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

委員会説明資料の2ページ目をお願いいたします。

平成28年度繰越明許費でございます。

胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業につきまして、繰越明許費1億7,700万円の設定をお願いするものです。

この事業は、水俣病患者の方々が入所されている水俣市立明水園の個室を増加するなどの改修工事を実施している水俣市への補助でございますが、実施設計の検討、作成などに時間を要したことから、繰り越しをお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課でござ

います。

3ページをお願いいたします。

公害保健費につきまして、728万6,000円の増額をお願いするものです。これは、説明欄にございますとおり、公害健康被害補償給付支給事務費の精算に伴う返納金です。

認定審査会や検診などの水俣病認定業務に必要な経費につきましては、毎年、その費用の2分の1を国が事務費交付金として支給するようになっております。今回の返納金は、平成27年度の経費を精算した結果、昨年度は一時中断していた認定審査会を7月に再開したものの、年度途中からの再開であったことから、検診などに係る経費の支出実績が当初の見込みを下回ったことによるものです。毎年、12月補正で計上させていただいているところ

です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

4ページをお願いいたします。

これは、一般会計から企業局への貸付金に係る増額補正でございます。企業局が国の補助金を受けて行う有明工業用水主要設備の詳細設計及び更新工事の熊本県負担分の財源に対する貸付金として、2,098万円余を一般会計から貸し付けるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

右の欄に記載のとおり、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして、繰越明許費7,700万円の設定をお願いするものです。

この事業は、太陽光発電等の再生可能エネルギーを公共施設等へ導入する市町村などへ補助するものですが、導入予定の建物の熊本地震での被災による事業着手のおくれなどにより、3団体において事業完了が翌年度となることが見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございま  
す。

資料の6ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、大気汚染監  
視業務と海域水質環境調査業務の来年度の実  
施につきまして、それぞれ限度額304万9,000  
円と1,520万7,000円の設定をお願いするもの  
でございます。

大気汚染監視業務につきましては、PM  
2.5や有害大気汚染物質等の成分分析のう  
ち、県の保健環境科学研究所で分析できない  
項目を民間委託するものでございます。

海域水質環境調査業務は、海域の環境基準  
点50地点につきまして、原則として毎月1回  
船を出して採水し、水質分析をする業務等を  
民間委託するものでございます。

両事業ともに、4月から年間を通じての調  
査でございますので、契約事務等を考慮し、  
債務負担行為を設定するものでございます。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございま  
す。

12月補正予算でございます。

まず、7ページでございます。

上段で、観光費1億7,100万余を計上して  
おります。

これは、国立公園満喫プロジェクト推進事  
業で、草千里展望所、古坊中駐車場等の整備  
に要する経費でございます。

次に、下段の観光施設災害復旧費としまし  
て2,100万円余を計上しております。

これは、自然公園施設等災害復旧費で、矢  
部周辺県立自然公園の休憩所の復旧に要する  
経費でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

平成28年度繰越明許費でございます。2つ

の事業を計上しております。

まず、上段の商工費の国立公園満喫プロジ  
ェクト推進事業の1億7,100万でございます  
が、これは前ページの12月補正で予算要求し  
てございます観光施設災害復旧事業の国への  
交付申請を議会終了後に行い、その後交付決  
定をするため、年度内に十分な工期が確保で  
きないことによるものでございます。

また、下段の商工災害復旧費の8億400万  
でございます。

これにつきましても、災害査定等が年を明  
けまして1月、2月に予定され、その後、交  
付申請、交付決定がなされるため、年度内に  
十分な工期ができないことによるものでござ  
います。

続きまして、9ページをお願いします。

天草ビジターセンターの管理運営に伴う債  
務負担行為でございます。1,000万余を計上  
しております。

これにつきましては、事業期間が来年4月  
1日からで、年度内契約を完了するためには、  
契約事務を考慮しますと、今議会での債  
務負担行為の設定が必要であることによるも  
のでございます。

また、天草ビジターセンターの指定管理者  
の選定におきましては、資料の18ページをお  
願いします。

1にありますように、9月の公募から11月  
の選考委員会を経まして、2にありますよう  
に、三勢・ひとづくりくまもとネット・祐和  
會共同体を選定しました。また、3にありま  
すように、選定理由としましては、センター  
で求められる公の施設としての設置目的を十  
分に理解し、また、県の運営方針に合致して  
おり、適当と判断をしました。

続きまして、また16ページをお願いします。

部長の総括説明にありましたように、条例  
等議案につきましてでございます。

第18号の自然公園施設災害復旧事業の経費

に対する阿蘇市負担でございます。

熊本地震によります阿蘇山上の給排水施設の被災によりますところの補助残の負担としまして、県と阿蘇市で行うことによるものでございます。

また、17ページをお願いします。

第25号の指定管理者の指定につきましては、6ページで御説明しましたように、天草ビジターセンターの指定管理を、三勢・ひとづくりくまもとネット・祐和會共同体に指定したことによるものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

補正予算でございます。

一般廃棄物等対策費の中で、海岸漂着物等地域対策推進事業について、4,050万円余を増額するものでございます。

この事業は、環境省補助金を活用し、通常の海岸漂着ごみなどにつきまして、県や市町村が回収、処理、発生抑制対策に取り組む事業でございますが、今回、国の平成28年度第2次補正予算の中で、翌年度の事業予算として内示を受けて計上するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

右の事業名欄をごらんください。

1点目は、公共関与産業廃棄物最終処分場エコアくまもとのアクセス道路整備事業に係るものでございます。

この事業は、南関町から県が受託して実施する町道整備事業で、当初は今年度内の事業完了を目指しておりましたが、町が実施しております用地補償交渉に時間を要しまして、一部区間で工事等の期間を確保できず、年度内の完成が困難となったものでございます。

なお、繰越額は2億3,600万円、竣工は平成29年9月ごろを予定しております。

2点目は、先ほど補正予算で御説明しました海岸漂着物等地域対策推進事業に係るものでございます。翌年度実施分としまして、3,800万円を繰り越すものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中富消費生活課長 消費生活課でございます。

同じ説明資料の12ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、753万6,000円の増額補正をお願いしております。財源は、全額国から交付されております消費者行政活性化基金を充てております。

右の説明欄をごらんください。

災害に関連しました消費生活相談につきまして、県の消費生活センターにおけます無料法律相談の実施等機能強化に要する経費、及び地震の被害を受けました市町村の消費生活相談窓口の機能強化に対する補助金を計上しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の男女共同参画推進事業費、くまもとの女性活躍促進事業につきまして、12月補正をお願いするものでございます。

これは、平成26年度から実施しております女性経営参画塾の修了生へのフォローアップ研修を行うことにより、修了生みずから研修の企画や運営等を行うためのネットワークの構築を促進する事業であり、経済対策事業として計上するものでございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課で  
ございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

社会福祉総務費について、2,130万円余の  
増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

市町村が実施する隣保館の耐震化整備に対  
し補助するものでございます。隣保館の耐震  
化整備につきましては、市町村と協議の上、  
国の事業を活用し、計画的に進めておりま  
す。今年度の予算配分は既に終了してありま  
したが、熊本地震を受けまして、国の経済関  
連事業として予算措置されたことによりまし  
て、今回、補正予算をお願いをしております。

15ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました隣保館の耐震  
化整備に関しまして、早期着工・完了に努め  
ますが、事業完了が翌年度になることが見込  
まれるため、繰越明許費の設定をお願いする  
ものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、商工観光労働部長  
から総括説明を、続いて担当課長から、資料  
に従い、順次説明をお願いします。

○奥菌商工観光労働部長 議案の説明に先立  
ちまして、県内の景気・雇用状況について簡  
単に御説明いたします。

震災以降、落ち込んでおりました景気は、  
夏ごろからV字回復を果たしており、日銀熊  
本支店が先月発表しました金融経済概観で  
は、県内の景気は「供給面の制約緩和や復興  
需要の顕在化が進むもとで、着実に持ち直し  
ている」とされております。

個人消費並びに製造業の生産につきま  
しても、引き続き回復傾向にございます。

雇用情勢につきましては、県全体では有効

求人倍率が過去最高の1.46倍となり、統計を  
とり始めて以来、初めて全国平均を上回るな  
ど、復旧需要に直面する企業からの求人を背  
景に高い水準となっております。

引き続き、熊本地震により傷ついた県経  
済・産業の復旧、復興に向け、グループ補助  
金を初めとした支援に、危機感とスピード感  
を持って取り組んでまいります。

それでは、商工観光労働部関係の提出議案  
の概要につきまして説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係3  
議案でございます。

まず、一般会計の補正予算としましては、  
被災事業者の資金需要に対応するための制度  
融資枠の拡充やラグビーワールドカップ2019  
の試合会場の整備に要する経費等について、  
総額135億8,027万円余の増額補正を計上し  
ております。

あわせて、グループ補助金等の繰越明許費  
10件及び来年度の年間業務委託等に係る債務  
負担行為の補正5件を計上しております。

次に、その他特別会計の補正予算としまし  
て、城南工業団地の災害対策工事等に要する  
経費について、総額3,080万円余の増額補正  
及び繰越明許費2件を計上しております。

そのほか、全常任委員会共通事項ござい  
ますけれども、熊本復旧・復興4カ年戦略の  
策定について、また、商工観光労働部から、  
熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組  
みについてなど、計4件を御報告させていた  
だきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説  
明いたしますので、御審議のほどよろしくお  
願いいたします。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課で  
ございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

中小企業振興費につきまして、125億7,083

万円余の増額をお願いしております。

これは、右の説明欄にございますように、熊本地震により被害を受けた中小・小規模企業の資金繰りを支援するための融資枠の追加及び保証料の補助に要する経費でございます。

具体的には、県制度融資の金融円滑化特別資金の融資枠を500億円追加するとともに、この資金に係る信用保証料を全額補助するものでございます。

熊本地震に対応した資金の融資枠追加につきましては、これまで合計1,300億円を追加させていただきましたが、これに対応する融資実績が11月末現在で約921億円となっております。今後も、施設等の復旧整備が進むに従い資金需要が生じるものと見込まれますことから、今回、さらに500億円の融資枠追加をお願いするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

右の事項欄に記載しております3つの事業について、1,204億8,100万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

まず、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金でございますが、これにつきましては現在417グループの認定を行い、グループを構成する各事業者に対し順次交付決定を行っているところで、復旧事業が今年度中に完了せず翌年度となる事業者も多く見込まれますことから、翌年度においても補助金の支出ができるよう、1,200億円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の商店街等施設等災害復旧補助事業につきましては、商店街のアーケード等の共同施設の復旧に対する補助、次の商工会等施設等災害復旧補助事業につきましては、商工会、商工会議所等の指導・相談施設の復旧に対する補助事業でございますが、いずれもグループ補助金と同様、復旧事業が今年度中に完了

せず、翌年度となる事業者が見込まれますことから、2事業合わせて4億8,100万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

お手元の説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、12月補正予算として、労働施設災害復旧費で2,500万円余を要求しております。これは、具体的には、熊本地震で被災した熊本テルサに対する災害復旧費の助成事業でございます。

一般の中小企業等は、グループ補助金の対象になれば復旧費の4分の3の補助金の助成がありますが、テルサの場合、財団法人の基本財産の7割を県が出資していることから、復旧費の7割相当分についてはグループ補助金の対象外となったことから、県が災害復旧事業債を財源として熊本テルサに補助を行うものでございます。

次の24ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

高等技術専門校の実習棟の耐震診断事業の1,100万円と、高等技術専門校及び技術短期大学の災害復旧事業の2億100万円の繰り越しをお願いするものでございます。

宮繕課へ災害復旧事業の依頼を行っている分について、今年度完了が見込めない校舎、外壁等の災害復旧分について、繰り越し枠の設定をお願いするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加として3本をお願いしております。

1段目のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、労働局と一体として実施している水道町にございます通称くまジョブ

において、求職者等の就労を支援するためのキャリアカウンセリング及び生活相談を業務委託するものでございます。

2段目の熊本県U I Jターン就職支援センター運營業務につきましては、東京の有楽町と熊本市内の水道町のくまジョブに設置する熊本県U I Jターン就職支援センターの運営を業務委託するものでございます。

以上2つの業務は、一般競争入札による手続が必要でございます。契約事務に要する時間を考慮し、また、4月1日から業務を開始することから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

3段目の戦略産業雇用創造プロジェクト事業につきましては、本県の戦略産業分野であるセミコンダクタ、食品製造関連産業を対象に、平成26年から28年度の3年間の事業として実施しておりますが、熊本地震に係る雇用対策の一環として国と協議し、事業期間の1年間の延長措置と、大きな被害を受けた宿泊・飲食サービス業を対象業種に追加し、取り組むものでございます。

今回債務負担行為の設定をお願いしている事業は、求職者に対するスキルを身につけるための研修、訓練を実施して、希望する企業へ就職促進を図るものです。次年度までの2カ年で取り組むもので、次年度にわたり契約を締結する必要があるため、12月議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課からは以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

委員会説明資料の26ページをお願いいたします。

工鉦業振興費の工鉦業振興費でございますが、熊本県I o T推進ラボ事業として585万円をお願いしております。

I o T推進ラボ事業とは、本年7月に国などからI o Tプロジェクト創出のための取り組みを進める地方自治体として本県が認定されたことを受けて、実施する事業でございます。

具体的には、熊本県I o T推進ラボの立ち上げに係る調査事業等に要する経費でございます。国の地方創生関係の交付金を活用して実施するものでございます。

続きまして、産業技術センター費でございますが、新規事業の産業基盤技術高度化事業として4億2,572万円余をお願いしております。

本事業は、国の地方創生拠点整備交付金による2分の1補助を活用し、被災した産業技術センターの技術拠点としての機能回復及びニッチトップ創出支援事業の取り組み強化を行うためのハード整備に要する経費でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

ただいま御説明いたしました26ページの産業基盤技術高度化事業は、国の交付金を利用して実施するものでございますが、交付金の交付決定は年明けとなる予定でございます。このため、年度内の事業完了は困難と判断いたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

阿蘇採石場防災対策事業につきましては、本年12月末の終掘に向けて、防災上の観点から排水路工事を実施するものでございます。

地震により地盤が動き、測量と図面の修正等が必要になり、年度内の事業完了が困難な状況となっております。工事費の繰越明許費

の設定をお願いするものでございます。

なお、阿蘇採石場の終掘に向けた取り組みにつきましては、後ほど報告の中で説明させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡村企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計です。

説明欄の城南工業団地災害復旧費3,080万円余は、6月の豪雨においてのり面崩落の被害の出た城南工業団地の復旧及び災害対策工事に要する経費でございます。企業立地課としましては、高度基盤整備特別会計で総額3,080万円余を計上しております。

次に、資料の30ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計において、熊本港臨海用地災害復旧事業1億5,000万円の繰り越し設定をお願いしております。

これは、9月補正で計上をお願いした熊本地震で被害の出た熊本港臨海用地の復旧工事について、隣接する道路の復旧の後に復旧させる必要があること、建物敷地部分の調査や工法検討に時間を要することなどにより、年度内に完了できない見込みであることから、繰り越しの設定をお願いするものです。

次に、資料の31ページをお願いします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計において、城南工業団地災害復旧事業3,000万円の繰越設定をお願いしております。

これは、今回の補正で計上しております城南工業団地の復旧及び災害対策工事について、契約工事期間に約5カ月を要し、年度内に完了できない見込みがあることから、繰り

越しの設定をお願いするものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○永友観光課長 観光課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

観光施設単県災害復旧費におきまして、2,691万円の増額補正をお願いしております。

これは熊本地震で被災しました野外コンサート施設アスペクタの来客用トイレの復旧に要する経費でございます。

次に、資料の33ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、ただいま御説明しました野外コンサート施設災害復旧事業につきまして、設計及び工事に日数を要し、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、資料34ページをお願いいたします。

観光統計パラメータ調査事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、全国統一の共通基準に基づきます観光入り込み客統計に必要な基礎データの収集及び調査に係る平成29年度の業務委託を年度当初から実施するために、今年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

観光費として5億2,579万円余の増額補正をお願いしております。

これは、2019年のラグビーワールドカップ開催に向け、開催基準を満たす施設となるよう、会場となる熊本県民総合運動公園陸上競技場等の整備に要する経費でございます。

今回は、国の社会資本整備総合交付金を活用した照明の高照度化や競技ピッチ周りの人工芝及びゴールポストの整備を行うものでございます。

次に、36ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

ラグビーワールドカップ推進事業において、大会スタジアムの整備として、今回の照明の高照度化、人工芝、ゴールポストの整備、また、9月補正でお願いした更衣室、ドーピングコントロール室の改修等について、年度末までの完了が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、37ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

ラグビーワールドカップのスタジアム改修事業について、平成29年度まで工事がまたがる更衣室、ドーピングコントロール室の改修工事に債務負担行為を設定しておりましたが、今回、これに照明改修工事分を追加するため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

国際スポーツ大会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて次長から説明をお願いいたします。

○五嶋企業局長 企業局でございます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係2議案でございます。

初めに、平成28年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)としまして、早期着手が必要な工事や年間委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第3号)といたしまして、国の経済対策を活用して有明工業用水及び八代工業

用水の老朽化設備の更新を図るため、資本的収支の収入及び支出につきまして、増額補正をお願いしております。

詳細につきましては次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福島企業局次長 企業局でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

平成28年度12月補正予算総括表でございます。

工業用水道事業会計の資本的収支の収入及び支出につきまして増額をしております。

次に、説明資料の39ページをお願いいたします。

電気事業会計に係ります債務負担行為の設定でございます。

荒瀬ダム管理所や藤本発電所等の建屋の撤去につきまして、平成29年度に限度額9,972万円、並びに公用車のリースにつきまして、平成29年度から31年度の3カ年分に限度額87万円、同じく、発電総合管理所の建物清掃業務委託等、3カ年分に限度額506万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の資本的収支において、資本的収入1億900万円余の増額、資本的支出1億3,500万円余の増額をお願いするものでございます。

資本的支出の欄をごらんいただきたいと思います。

機器の老朽化によりますトラブル等が懸念されますことから、有明工業用水の主要設備であります予備発電機設備の取りかえに係る詳細設計や水処理、汚泥処理装置の更新工事、さらに、八代工業用水の主要設備全体に係ります基本設計や受変電設備及び予備発電機設備取りかえに係ります詳細設計につい

て、国の経済対策補正予算におきます工業用水道事業費補助金を活用いたしまして、前倒しして実施するものでございます。

資本的収入の欄は、この財源内訳でございます。

一般会計からの長期借入れが2,000万円余、共同管理者からの工事受託金が7,900万円余、補助金が900万円余の増額をお願いするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足します2,600万円余につきましては、工業用水道事業会計の損益勘定留保資金で補填することになります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をお願いいたします。

まず、環境生活部関連の質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。——ありませんか。

○西岡勝成委員 循環社会推進課長、お尋ねしたいんですけども、この海岸の漂着ごみ、発砲スチロール等々は、特に小さくなっていけばいくほど生態系に大きな影響が出てくると心配をされております。特に、天草では、魚類養殖を初めいろんな養殖業があって、発砲スチロールの浮きを使った仕事が結構あります。そうすると、台風あたりでそれが離れて海岸に打ち寄せる。打ち寄せると、今度は消波ブロックがずっと海岸線にはあって、それで打ち上げられて、波で洗われてだんだんだんだん小さくなっていく。そうすると、回収も非常に難しいんですけども、昔、発砲スチロールをリモネンという何かミカンの成分に含まれているようなもので溶かして回収するというようなことも聞いたこと

がありますが、この漂着ごみの特に発砲スチロール、化学製品ですね、これはもう生態系に物すごく——見える部分もありますし、海底に沈むと、なおさらいろいろな影響が出てくるんですけども、もうちょっと、何といえますかね、国のほうもいろいろこうやって予算をつけておりますけれども、人海作戦でもしながら一斉にやるとか何かしないと、特に消波ブロックの中に入り込んだごみはなかなか出てきません。人が入れない。だから、何か吸引するような、バキュームカーみたいなやつで回収をしないと。幸い軽いから潮が満ちているときは浮いている部分もありますので、その辺も考慮して、何か戦略的に発砲スチロールを含め化学製品の回収はやっていかないと、海の生態系に非常に影響が大きいと思うんですけども、この辺は、まあ予算は4,000万ほどついておりますけれども、どういう形でやって——漁協あたりに委託されている部分もあるとは聞いているんですけども、その辺はどういう形でやっていかれるんですか。

○久保循環社会推進課長 西岡委員おっしゃる、発砲スチロールがマイクロ化して、洗われて、それが消波ブロックに詰まるといふ問題は十分認識しております。

環境省のほうでも、また海岸線が長い各県においても、その処理の仕方について非常に研究を進めているということは聞いておりますが、決定的な処理の仕方というんですか、そこについては、まだまだ今後の検討を要するような状況だというふうに聞いております。

ことしの場合は、災害による流木の処理のほう結構やっぱり大きかったものですから、漁業者の方とか海岸管理者のほうから発砲スチロールに関する問題というものの提起はちょっとまだ聞いておりませんが、今後、そういった面につきましても、各県、

国のほうとも連携しながら、処理の方法について研究を進めてまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員 ぜひ、これはいろいろなやっぱり研究をしていかないと、回収というのは非常に難しいと思いますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

もう1つ、流木が海に入ってきますよね。河川を通じて入ってくる。ダムがあるところは、よっぽどダムでとまりますので、例えば球磨川あたりはとまる場所がある。白川はそれがないので、そのまま阿蘇方面からの流木が流れ込んでくる。

ああいう河口口に、例えば大きなものだけでもカットするような、穴あきというか、ロープで、ワイヤで邪魔にならないような範囲でくいを打ってロープを張るといったことは考えられるのか、広い海の中に出ていったら、それはもう回収も何も大変なんです。そして、重いと生木は沈みますね、海底に。だから、あの河口の邪魔にならないところにワイヤをずっと張っておけば、そんなに——白川あたりは、外に出る前にそういう大きな材木とか漂流物をカットできる。そしてまた、回収するときも、非常に海域がかからぬのでやりやすいような感じもするんですけども、そのような例は全国にないんですかね。

○久保循環社会推進課長 全国的な事例というのでは、私も申し上げられません、承知しておりませんが。今年度は、環境省のこの海岸漂着物の補助を活用いたしまして、水産振興課のほうで、白川河口口に大規模なフェンスを設置するという作業を今進めております。約4カ所に800メートルのフェンスを一応設置して、実証実験的な形になりますけれども、河川から流れ出てくる大量の流木を、事前に、海に出る前に回収するという取

り組みを進めておるところでございます。

○西岡勝成委員 ワイヤあたりでやると効果があると思うんですけどもね。海の環境にも影響する。ぜひ、その辺は研究を進めながらやってください。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、自然保護課にちょっとお尋ねしますが、観光施設整備事業費、国立公園満喫プロジェクト推進事業、それから自然公園の施設等災害復旧ということで、まあ繰り越しもあるわけですけども。済みません、私もちょっと場所がよくわからないのでわからないんですが、今阿蘇に登りたいという人もいるし、観光関係の人たちは、早く阿蘇を観光資源として生かしたい、登ってもらいたいという人たちがいらっやいます。

自然保護課のここに書いてある事業が進んでいくと、その問題が解決するのか、いつごろ阿蘇が観光資源として活用できるのか、山に登ってもらえるようになるかという、その関係がちょっとわからないので、自然保護課のほうでわかれば教えていただきたいと思いますが、何か後ほど報告のところでもありますよね。こういうのも含めて何か、どういう段階で阿蘇が復活をしていくのかというのが、ちょっとイメージがつかめればと思います。

○中尾自然保護課長 この施設そのものにつきましては、うちのほうで整備を進めてまいりますけれども、インフラ、道の問題等もございまして、それにつきましては、総合的に復旧・復興プランの中で提議して、スケジュール等も絡めて多分していくということになるかと思っております。

特に、今回被災しました阿蘇山上の施設、

特に、給排水施設につきましては、29年度内に竣工するというのを一つの目標にして取り組んでいくという状況でございます。

○溝口幸治委員 ということは、この自然保護課に上がっているところは、いわゆる駐車場とか何かの施設があるところで、それを整備していくと。そこまでのアクセスとかそういうものは、今復旧・復興プランとおっしゃったので、農林か何かの予算か何かで整備をしていくということで理解していいんですか。

○中尾自然保護課長 この観光施設につきましては、今委員おっしゃったように、当課が進めてまいりますけれども、道につきましては、土木サイドであったり、国であったりというところで、今進めているという状況でございます。

○溝口幸治委員 その施設を整備するときも、ある程度道がしっかり直らないとそこまで行けないでしょうし、その施設が壊れた状態で、例えば山に登ってくださいと開放しても、なかなか満足は得られないし、逆に不満だったり、批判だったりが出るんでしょうけれども、そのあたりトータルの、何というか、コーディネートというか、農林と皆さん方のところ——やっていくのはどこですか。

要は、阿蘇山が観光資源としても使える、昔のようにいろいろな方々に登っていただくというような状況になる、そのロードマップというか、工程というか、そういうのを。

○成富環境局長 復旧・復興プランの中にも阿蘇の復興のことは載っています。阿蘇の観光資源がありますので、全庁的に復興していく形で今進めています。土木は土木でアクセス道路の問題、国道57号の問題があります。今ミルクロードなんかでは通れますので、全

然来れないわけではないものですから、環境生活部では、阿蘇の山上もミルクロード等を使って来れますので、その辺はきちんと整備していくということで、大々的な主要幹線道路につきましては、まだ国のほうで直轄でいろいろやっただけでございますので、そこはまだ先が見えないところもありますけれども、全然道がないわけではないので、その辺は全体的に国と県と、まあ県庁全体で復旧・復興プランの中で全体コーディネートをしながら進めるという状況でございます。

○田代環境生活部長 具体的に補足しますと、国道57号が通れませんが、細々と、北のほうからはミルクロード、南のほうからはグリーンロードで入るんですけども、特に阿蘇山上に至る登山道が、北からとか南からとか東からとかあったんですけども、今通れるのは北側の阿蘇市のほうから登ってくる道だけだったんですね。それが、実はそれも途絶しておりまして、例えばですけども、阿蘇山上の観光で事業をされていた方が一日も早く観光客を山上までと、北のほうからの道を早くということでしたので、9月16日に1車線で開通をしたという、そういう地元からの要望を聞いて、阿蘇地域振興局土木部のほうでその道路を開設しようということでした。

それにあわせて、うちのほうも、そういう情報が当然来ておりますので、じゃあ通ったときに上のほうの水は大丈夫かと、じゃあ仮で給水車で——阿蘇市が事業主体になられますけれども、給水車で、何というかピストン輸送して、そして給水をしようという、そして、じゃあ来られた方に対して、駐車場はどうかとか、あるいは施設が壊れているけれども、展望所はどうかということで、今回もこういう補正予算をお願いしている。

そして、将来的にたくさんの方が登ってこられたときに、水道施設が完全に壊れていま

すので、じゃあそれはもう1年後までにやろうじゃないかという、平成29年度中に給水施設をやろうということで、先般、補正予算等をお願いをして、今それに取りかかっているというようなことでございます。急にお客さんたちが来られても、そのときに待ち構えておかないといけませんので、それを見越しながら、道路の復旧状況などの情報をいただきながら、地元の御意見をいただきながら、準備をされることをやると。

環境生活部のほうは、公園施設の部分にはなりますけれども、そういう道路情報とかいった情報を逐次いただきながら、それに合わせながらやっていくという状況でございます。

○奥菌商工観光労働部長 やはりつかさつかさでやっているのです、おっしゃるように、いわゆるコーディネートをするところがあればいいじゃないかというような思いもございません。ただ、今のところ、正直言うところ、お互いの機関が、それぞれに情報を出し合って、連携しながら進めているという状況でございます。

観光面でも、やはり正確な情報をどうお伝えするかというのが大事になりますので、いつの時期にこのインフラが完成するのかと、関心事ではございますけれども、そういったものを逐次入れながら、連携をとりながらやらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員 自然保護課のところから入っていったんですけれども、まあここはここで施設をちゃんと早急にやっていただきたいと思いますけれども、やっぱり、まあホームページなのか何なのかはよく検討してほしいと思いますけれども、今こういう状況で、これから先こういうふうに進んでいくみたいな情報がきちっと出ていくというか、観光客の

方あるいは登山愛好家の方とかにですね、そういうのが大事だなと思います。

まあ、あれだけの被害がありますから、もちろん安全第一なので、いきなりむみやたらにとにかくオープンというわけにはいかないでしょうけれども、ちゃんとその情報を出していく工夫をぜひ、今コーディネートするところは決まっていとおっしゃいましたけれども、今の段階では、それぞれが持ち場持ち場で一生懸命やるのが大事だと思いますけれども、ある一定のところになると、きちっとやっぱりどこかが一元管理をして情報を出していくということが必要だと思いますので、そのことをまた環境生活部でも検討をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。——なければ、環境生活部についての質疑はこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、商工観光労働部関連の質疑に入りたいと思います。

○高島和男委員 グループ補助金に関してお尋ねをしたいと思います。

先ほど課長から、報告書もいただいておりますけれども、認定グループ数ということで417という数字をおっしゃったわけでございますけれども、その後、要はグループで認定された後、個別の交付の申請、そしてまた決定ということになっていくかと思うんですけれども、その現状というのはいかがでしょうか。数字をちょっと教えていただきたいと思います。

○原山商工振興金融課長 直近の締め切りが12月2日でございますけれども、それまでに約2,000者からの申請があつてございます。このうち、前半分の10月20日締めが大体1,000者近くだったのですが、それにつま

して、246者を交付決定済みで、近々、500者程度をまた交付決定する予定です。12月2日締めについても、約1,000者来ていますので、これについては、集中的に今審査を進めているというような状況でございます。

○高島和男委員 実は、交付申請をされている事業者さんから、若干厳しい声といたしますか、聞く機会が何社かございました。それで、交付申請をして決定に至るまでの期間です。受付センターのビルの7階で、4つの分野に分かれて職員の皆さん方がチェックをされていると思うんですけども、その体制です。段階というか、どういうふうな手順というか、なっているのでしょうか。そこを教えてくださいたいと思います。

○原山商工振興金融課長 まず、申請書を受付センターのほうにお出しをいただきまして、その後、まず形式的な検算をやりませう。その上で、次の、書類等整っているかも含めた1次チェックをやりませう。その上で、次、2次チェックをやりませう。この2次チェックを2回やりませうので、チェックとしては3段階になります。その後、補正が必要な書類がほとんどという状況が実はございまして、書類が足りないですとか、計算が間違っているとかいうのが結構ございませうので、その補正のお願いをその後で電話をいたしまして、書類の差しかえ等をいただいて決定の手続に入っていくというような状況でございます。

○高島和男委員 今の説明でいくと、非常に流れがよく聞こえるんですけども、その申請をされた側からすると、そのたびごとでしようかね、職員の方々から、たんびごとに書類が足りないであったり、差しかえてくれとかということ、何度も受付センターに行かなくちゃならぬというような話をやっぱり2社ほど聞いたんです。これは何とか一遍で

——今の説明でいって、最終的にこういうのが足りない、だから来てくださいよということであれば私どもも理解できるんですが、そのチェックごとになのかわかりませんが、非常に回数が多いそうです。そこいらはいかがなんでしょうね。

○原山商工振興金融課長 確におっしゃるような、最初は段階ごとをお願いしていたということがあります。ですので、何回も御足労かけることがあったというのは確かだと思ひます。

それで、その反省を踏まえまして、やはり事柄まで含めて、2次チェックまで終わった段階でまとめてしようという状況に今改善をやっているところでございますので、確かに最初のほうに申請いただいた方は、何回かちょっと御迷惑かけたかもしれませうけれども、今はなるべく少なく済むように改善を進めているところではございませう。

○高島和男委員 当初は、10日締め切りで、月末には決定をとというようなお話だったと思ひます。大体20日ぐらいでということだったと思ひます。そういうことで、やっぱり書類の不備というのはもういたし方——それはもう絶対いけないことでありますので、ぜひこれはもう少しやっぱりスムーズな流れができるような体制をとっていただきたいと思ひます。

引き続き、いいでしょうか。

○内野幸喜委員長 どうぞ、高島委員。

○高島和男委員 2点目は、見積書です。これは、現在は特別な、特殊な事情を除いては、2者の見積書を用意するよということになっていると思ひますけれども、御案内のように、依頼を受けた、例えば見積書をつくってくださいよと依頼をした業者が、な

かなか時間がないと、見積書を作成する時間がないということで断られたり、仮に見積書を作成したとしても、仕事が来るか来ぬかわからぬと、そのためだけに時間は使えないと、じゃあ負担をするお金をくださいと言われることもあるそうです。そういうことじゃ非常に、やっぱり申請する側もそこでとまっているみたいなんです。

グループの認定を受けて見積書をつくってもらった業者が、実際に今度は交付の申請をしたときには、決定を受ける間にその業者がちょっと受けられないと、見積書が書けないと、見積書を、何というんですかね、変更しなくちゃいけないというケースもあるようなんです。ちょっと今説明がわかりにくかったですかね。グループ認定を受けたときの業者が、交付の申請を受けたときに、その業者さんが見積書を出せないと、変えてくれと、うちはちょっとできないからということで、じゃあこっちの申請する側は新たに業者を探そうとするんですけども、その見積書を書いてくれる業者が見つからないと。理解していただけましたか。

そういうことで、期間が、時間がかかっているというようなケースもあるんですが、見積書に関して、どういうふうな御認識を持っていますか。やっぱり現状でいかなくちゃいけないと思っていますか。

○原山商工振興金融課長 商工金融課でございます。

グループ認定のときの見積業者と申請のときの見積業者が違う分は構わないと思うんですよ。

○高島和男委員 構わない。

○原山商工振興金融課長 はい。ただ、今2者お願いしているのは確かでございます、

今おっしゃるように、なかなかもう1者がとれないという話は時々お伺いしますので、それをちょっとどうにかできないかというのは、まさに今検討をやっているところでございます。まあどうしてもあと1者とれないんだという理由を何らかの形でいただいて——1者でできないかというのは、今ちょっと検討を進めているところでございます。

以上です。

○高島和男委員 理由書を書きなさいよということもおっしゃっているのも耳にしております。ただ、これがやっぱり担当者によって違うそうなんです。いや、やっぱりどうしても必要なんですという方もいらっしゃる。そういう理由書があればいいですよという方もいらっしゃる。そこいらはやっぱり意思の統一も必要だと思うんですけども、そしてまた検討をとということであるならば、ぜひやっぱりスピード感をということで、先ほど部長もおっしゃったように、ぜひ早目にと思うんですが、いかがでしょうか。

○原山商工振興金融課長 今御指摘いただきましたことを踏まえまして、私どもも、ちょっとしっかりスピーディーに対応できるように、また対応してまいりたいと思います。

以上です。

○高島和男委員 最後、3点目でございますけれども、グループ補助金の相談窓口ですね。これは、現在はファクスと電子メールということになっておりますけれども、これは今もそうで間違いはないでしょうか。

○原山商工振興金融課長 基本的にはそうでございますし、そうはいつでも、やはり電話がたくさんかかってまいりますので、電話では対応させていただいているという状況でございます。

○高島和男委員 回答は、確かに電話でかかった分にはそうでしょうけれども、ファクスとか電子メールで来たときに、回答は、今ファクスではなくて電話のみということをお願いしておりますけれども、これは間違いはないですか。

○原山商工振興金融課長 おっしゃるように、基本的には、ファクスでいただいたものを、回答を固めて、それで電話で直接回答させていただくという形でやらせていただいております。

○高島和男委員 その回答なんですけれども、なかなか県の職員の段階で回答できない事案がやっぱりあるということでは、中身次第では、国にお伺いを立てて、その判断を待った上で回答をしていると、その期間が実にやっぱり1週間、2週間、中身によっては結構な期間かかっているそうなんです。

それを、時々、じゃあいつごろわかるんですかということを問い合わせると、いや、それはわからないんですと、時々電話してみてくださいというような対応なんだそうですね。これは、もう本当に申請する側からすれば、その期間、全く仕事が進まない、停滞したまんまなんです。へたをすると、結局、期限に間に合わずに、次の申請にかかってくるということなんです。そこいらはいかがですか。もう少しどうにか、期間を短くというか、できないものですかね。

○原山商工振興金融課長 確かに、国へ判断を求めることは結構ございますので、大体はやはりペーパーでちょっと整理して、ペーパーというか、電子メールですけれども、返してもらおうというようなことになっていますので、おっしゃる様に時間がかかるケースがあるかと思っております。

その辺につきましては、時間がかかっていますということであれば、ちょっと国とも協議をしまして、もっと迅速に対応できるようにやってまいりたいと思います。

○高島和男委員 ぜひ、それはもうお願いしたいと思います。

そして、私は、この件で相談に関して申し上げますと、電子メールであつたりとか、まあファクスは別かもしれませんが、ネットあたりにたけている人ならばそれも結構なんですけれども、やっぱり私は、相談というのは、おくれませではあるかもしれませんが、面と向かってというか、顔と顔が見える形で、もう本当に初期の段階で困っていらっしゃるという事業者さんもいらっしゃるようで、特に高齢者の方がそのようです。

実際、やっぱり高齢者の皆さん方が、何度も足を運んで、もうあと何回来るとよかっだろうかと、いや、そが言わんでくださいと言われてる方もいらっしゃいます。そういった方でいくと、そういう話を聞けば聞くほど、やっぱり一番初期の段階で、相談窓口というコーナーというか、そういうものを設けたほうが、後々の受け付け申請あたりもよりスムーズにいくと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○原山商工振興金融課長 今申請の段階に移っていますけれども、最初、復興事業計画の認定の段階では、いろいろ相談会もさせていただいております。そのときもたくさんの方にお見えいただきましたけれども、なかなか、先ほどの話じゃありませんけれども、回答がちょっとぶれてしまうというリスクも逆に——人によってですね、そういうこともありまして、先ほど申し上げましたような、ファクスで一元的にいただいて、みんな確認してから返したほうがいいんじゃないかということやらせてもらっていたんです。

けれども、今のようなお話もありますので、どういったことができるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○高島和男委員 ぜひ御検討を、まあ検討という言葉ばかりですけれども、実施していただきたいなと思います。

本当に初めての制度ということで、やっぱり皆さん手探りで進めていらっしゃると思うんですけれども、やっぱり知事が、復旧、復興の3原則の中で一番最初にいつもおっしゃるのは、被災者の痛みを寄り添うんだということをおっしゃいます。私は、あんまり制度をしっかり進めよう進めようとする余りに、被災者のほうを向いておらぬのであれば、これは本末転倒になると思うんですね。

ぜひ、やっぱり先ほど冒頭から申し上げたように、スピード感を持ってということをやぜひお忘れなく、そしてまた危機感を持って、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、やっていただきたいと思うんですけれども、最後、部長、一言お願いしたいと思うんですが。

○奥菌商工観光労働部長 グループ補助金、最初に冒頭で景況感のお話もさせていただきました。一番ここらは効いたと思っています。肝の政策だと思っておりますし、それは全庁的にそういう評価をいただいている。さらに言いますと、国のほうにも、中小企業庁にも何回か参りましたけれども、やはりそこは認識をしていただいています。さまざまな今見積もりのお話とかそういったところも、私、直接その中小企業庁のほうに出向いて、そこを議題としております。一応、今詰めていますけれども、そういう御認識を国のほうも持っております。

それから、相談につきましても、まだ正確には御返事をいただいているけれども、ひとつ国のほうからも来ていただけないかと。

問題は、先ほど、チェックをして1次、2次と行きますけれども、簡単にこれは人が増殖できないんですね。普通のことであれば、誰か人を持ってくればいいんですけれども、わかった人間が来ないと意味がないんです。

そういう意味では、今まで作業をしながら、商工観光労働部、総力を挙げて、ある意味引っこ抜いてやらせています。その中で育ってきた人間がいます。そういった者を、総力を挙げて、今そういう2次とかかなめのところに配置をして、そこをフル回転しながら回すというところに今差しかかったところでございます。

今までの、高島委員おっしゃったように、御迷惑かけている部分が多々あるというふうに、担当課長も申しましたように、あると思っています。これをいかに改善して、実際に今来ているものを、実際の実体経済のほうに移していくかというのが肝だと思っておりますので、重ねてスピード感、危機感を持ってやらせていただきますので、よろしく願います。

○高島和男委員 ぜひ、おっしゃったように、第3次の公募からは、おお、変わったな、よくなったよねと言われるようなお話を私どもも聞きたいので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

以上です。

○内野幸喜委員長 400を超えるグループ数で、事業者数が6,000を超えると。非常にたくさんの方がこれは申請しているわけですね。だから、やっぱりそういう声というのは、我々にどうしても入ってくるんです。県の職員の方々、少ない人数の中で頑張っているというのはいくらも十分わかります。ただ、そういう声があるというのも事実なので、そこは受けとめていただきたいというふうに思います。

ほか質疑ありませんか。

○岩中伸司委員 これは労働雇用創生課かな。

非常に今雇用情勢はすごくよくなったと、1.46ということで、これまでの最高だということなんですけれども、これはやっぱり、先ほど説明でありましたけれども、震災の復旧、復興関係の部分で高くなったということでしょうかね。

○石元労働雇用創生課長 部長のほうの総括説明でもありましたが、10月末の有効求人倍率は1.46と過去最高になっておりまして、全国平均を上回るというのも初めてのよう状況でございます。

実際には、これまでも人手不足というものは、まあ地方創生のときからも言われておりますけれども、だんだんだんだん顕在化しておりまして、それが本県においては、地震からの復興需要が相まってまた高くなっているのではないかとこのように考えているところでございます。

○岩中伸司委員 ちなみに、この1.46というのは、数でいけば、求人がどれくらいで、その窓口に来るのが——ここでわかりますか、求職者。

○石元労働雇用創生課長 有効求人数とか有効求職者数という形で、新たに生じた方と引き続き生じている方を合わせた形で有効という形で表現しますけれども、有効求人数が3万9,964名、有効求職者が2万7,410名という形でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、やっぱり結構求職者というか、職を選べるような状況にあるぐらい1.46というのは、そういう数字のようなんですけれども、ずっとこの間、全国的にも

そうですが、有効求人倍率というのはずっと上がってきていると。1を超えたのはかなり早かったんじゃないかと思うんですけども、そういう状況の中で、私の周りを見れば、余りにも本当に豊かな暮らしができる働く人というのが少ないような感じがするんですが、これは全て、今一般的に言われる非正規も臨時も含めて、全て含んだ数が今の統計1.46という理解でいいですか。

○石元労働雇用創生課長 そうでございます。

○岩中伸司委員 だとすれば、正規の、本当の雇用というか、その人が生涯働けるような雇用というのは、この中の分析でいけば何%ぐらいになりますかね。そこはちょっとわからないでしょう、とってつけたような……。

○石元労働雇用創生課長 正規社員の有効求人数は1万6,000人でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、半分ぐらいが正規の雇用者ということの理解でいいですかね。

○石元労働雇用創生課長 はい、そのようなものでございます。

○岩中伸司委員 この非正規の中にも、今、特に派遣労働という形も複雑になってきていて、これは1985年ぐらいに入ったんですが。最初は限定された職種だけだったのが、もう2004年ぐらいには、製造業を含めて全てにそういう派遣もいようになってきた以降、何かこの統計が、非常にすばらしい、1を超えて求人雇用の状況がよくなったというような印象ばかりあるんですけども。実態はやっぱりそうじゃないんで、そこら辺についても——私が心配するのは、今度は、復旧、復

興の関係でかなり人手不足を聞いています。これがずっと進んでいった後は、本当にやっぱりまともに働き続けられる状況になっていくのかというのが非常に心配をするところです。

ぜひ、ここは県でどうこうできる問題ではないかもしれませんが、この有効求人倍率が高いということだけでなく、やっぱりその質をどう高めていくのかということも、ぜひ考えていただきたいなということを要望しておきます。

○西岡勝成委員 先ほど部長から求人倍率の話が出まして、ある意味いい傾向だと思えますが、中小企業からすると、非常に人手不足、倒産まで陥りかねないような状況にあります。

特に、私の地元の牛深というところは、もともと生産力の高いところで、天草の中でも唯一域外収支が黒字じゃないと言われていたような外貨を稼ぐところなんですけれども。加工業にしても、魚類養殖業にしても、人を使う巻き網船とか棒受け網漁業にいたしましても、会うたびに、西岡さん、人がおらぬというような状況がありまして、何とかこれを克服しないと、地域の生産力そのものが落ちてしまうと。もう子供はいない、過疎化は進む、高齢化は進む、人がいない、生産をする人がいなくなってきました。

隣県の鹿児島県では、水産加工業に、外国の技術者、労働者を含めて、加工業だけで500人ぐらいの雇用をしていると。そういうことを考えていかないと、地域そのものがもう疲弊をしていくような状況がありまして、私たちも、漁協や商工会議所、加工組合あたりと会議を進めているんですけれども、1つの案として、商工会議所が窓口になって、中心母体になって、例えば町中に旅館を廃業したところがある、そういうところに外国人をある程度管理、管理と言いますとおかしいん

ですけれども、いろいろなお世話をするような場所をつくって雇用するような体制ができないとか、いろいろなことを今議論をしているんですが。県のほうでもうちょっとその辺の指導といいますか、ぜひ——なかなか初めてのことで、なれている枕崎あたりはどういう形でやっているのかわかりませんが、磯田先生のところも、農協があればやっているんですかね。農協が、結構八代も外国人の雇用をやっていますけれども、そういう形をとらないと、本当に地域そのものがますます疲弊していくような状況。

なかなか労働環境が、そんなに給料が高いわけじゃないものですから、もちろん外国人も日本人並みの給料を出さないとそれは雇用できませんので、それは覚悟はしておりますけれども、何とか生産を維持するためにも、ぜひそういう相談を受け入れてくれるような形をとってほしいと思いますし、もう一つは、やはり加工業あたりは機械化を進めない。生産性が非常に低い労働集約型の産業が多いので、そこにもうちょっと近代的な、いつも言うんですけれども、ノルウェーとかスウェーデンとか、あの辺人の少ないところは物すごい、まあゾーリングンという機械産業があるので、ヒラメの皮も一瞬にぱっとむけて3枚におろして出てくるような機械があるんですね。そういうことを進めながらも、やはり当面は雇用をしていかないと、何しろ人がおりません。

熊本の場合、地震もありましたし、またオリンピックも近まれば、金も人もだんだんだんだん、おらぬところにかけて、また吸い取られていくというような状況が続きますので、地域の創生という意味からも、ぜひその辺はもう具体的に考えないと、宗教の問題もありますし、教育の問題もある、それは犯罪の問題も治安の問題もある、いろいろあるけれども、このことをやっぱり克服していかないと、日本の国はもう成り立たなくなってきた

ているんじゃないかという感じもしますが、その辺は局長どう思いますか。

○奥菌商工観光労働部長 有効求人倍率は、施策の目標ではないと思っています。いわゆる、そういう客観的な今の指標でございますね。一番下がったのが、10年前に寿屋とかニコニコ堂が倒産したとき、瞬間的に0.23まで行きました。要するに、5人に1人しか職がないと。そのころに比べれば、随分と労働者側にとっては有利な状況になってきたなど、一つの目安でございます。

おっしゃるとおり、逆に言いますと、中小企業の方々にとっては、人手が非常にとりづらいう状況の中で対策が必要だというのは、もう本当にそのとおりだと思っておりますし、今後、やっぱり人口減少の中で、今まで地方創生ということでやっておりましたけれども、地震によってその状況がさらに加速して、対策を打つ必要性があるというふうになってきたと思っております。

大体、今有効求人数が3万人ぐらいと言いましたけれども、職を求める人が3万人、それから人を求める人が3万人と、大体拮抗して1だったんですね。それが、震災の状況で復興需要が出てきて、要するに人を求める人がぐっとふえて、今4万ぐらいいっている。3万が大体横並びだったんですけれども、ここに来てちょっと2万7,000とか8,000とか、そのくらいに落ちてきます。いよいよやっぱり人が足りなくなってきたというのが今の現状だというふうに思っております。

対策ですけれども、おっしゃったように、やっぱりまずはそういう機械化で人をなるべくとらないような対策を、今どんどん出てきておりますので、そういうことをやるということ、やはり我々が思っておりますのは、また新卒者が出ていきますから、これを何とか食いとめたいというところですね。それから、女性の雇用で申しますと、熊本はかなり

働きに出ていますけれども、まだ一部だと思っておりますので、そういったところ。そのためには、やはり雇う側も、労働条件をもうちょっと考えていただいて、緩和しながらやっていただくとかいう話。

それから、やはり最終的には外国人ですね。ここは、いわゆる国の制度の裏腹がございまして、なかなか地域単独では難しいところもございまして、現在、そういう外国人の研修生制度を生かしながら、今農業サイドとかそういうのをされていますし、今特区みたいなお話で、そこら辺をちょっと切りかえようというような動きも出ております。そういったものもちょっと検討しながら、そこら辺も目くばせをしてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今後、地震を乗り越えていくためには、人をどう確保するかといましようか、労働力を確保するかというのがまさにそこも肝であると思っておりますので、そこら辺については、誠心誠意対策をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 牛深の話で申しわけないんですけれども、牛深は水産関係だけで120億あるんですね、生産。その中でも、どんどんどんどん人がいないと、だんだんそれが落ちてくると、もうどうにもこうにも地域が疲弊していかざるを得ない状況にありますので、ぜひひとつ労働雇用創生課のほうでもいろいろな相談に乗っていただいて、まあ商工会議所が窓口になるのか、漁協が窓口になるのか、そういうことも含めて相談に乗っていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく。

○内野幸喜委員長 ほか質疑はありませんか。——なければ、商工観光労働部に関する質疑はこれで終わらせていただきます。

次に、企業局関連で質疑はありますか。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第6号から第8号まで、第18号、第25号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願、請第18号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

お手元の請第18号説明資料をお願いいたします。

この請願につきましては、採石法を所管するエネルギー政策課と廃棄物処理法を所管いたします循環社会推進課にまたがっておりますが、私のほうで一括して説明させていただきます。

まず1、請願の内容でございますが、3点ございました。当地域の採石場への指導状況の検証、その結果を地域住民へ説明すること、2番目に、しゅんせつ土砂や製鋼スラグ使用の事業計画への県の考え方を地域住民へ説明すること、採石場内及び周辺海域の水質

や製鋼スラグの成分調査等をまちづくり協議会立ち会いで実施し、その結果をまちづくり協議会へ示すこと、以上の3点でございました。

次に、対応状況でございますが、(1)採石場内及び周辺海域調査の環境影響に関する立入調査の実施につきましては、8月から月1回、計4回実施し、そのうち3回はまちづくり協議会立ち会いで実施いたしました。4回とも、調査結果は、環境基準に照らして問題はございません。

(2)の地域住民への説明でございますが、新聞等で報道されましたが、去る11月22日に開催をしております。参加者が約350人ございました。

主な意見として、景観が損なわれるので採石をやめてほしい、ベンチカット、緑化がなされていないなど、県の指導監督のあり方に不信感がある、製鋼スラグが触れた水で海の環境に影響を及ぼすなどでございました。

また、(3)にあります、天草市からの要望への対応でございますが、天草市は、10月に、県の採石法運用に係る件につきまして、要望の提出がございました。その内容は、今回生じた事案に関連し、地域住民や景観への配慮、安全対策の推進などでございます。

県では、天草市からの要望を重く受けとめて、全ての項目に対応していくことを回答しております。今後も、天草市の協力を得ながら、この事案に対応していきたいと考えております。

裏面をお願いします。

(4)その他でございますが、緑化推進の指導といたしまして、今回の採石計画で、跡地整備を指導してまいりたいと思っております。②の県の指導監督の強化でございますが、今後、人員体制を整えることを進めておるところでございます。③緑化や環境保全等を住民も事業監視できる協定締結を提案につきましては、県、市立ち会いの上、住民と事

業者との協定締結を提案しているところがございますが、括弧内にありますとおり、なかなか折り合いがつかない状況でございます。

次に、今後の対応でございますが、まち協立ち会いでの調査を行い、結果や県の考え方を住民説明会等で説明してきております。請願の趣旨については、十分対応してきているものと考えております。

また、(2)にありますとおり、環境調査は今後も継続し、結果を今までと同じように市とまちづくり協議会へ提供してまいります。また、まちづくり協議会に対しましては、環境保全、緑化に関する採石事業者との協議の場づくりへの協力を求めるなど、引き続き対応を実施してまいります。なお、認可につきましては、状況を見ながら判断することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 県のほうでも、一生懸命、何回となく説明会を開いて、地元へ行って対応をしていただいておりますことには、本当に敬意を表したいと思いますが、地元御所浦地区の住民、この前から言っていますように、住民の7～8割の方々が水俣病の影響を受けておる地域であります。そういう過去の経緯、今現在も続いておりますけれども、そういう流れの中で、あの風光明媚なところに何で採石場を、ある意味認可をし、そして規則にのっとらない部分もある採石の仕方をやらせ、そして、しゅんせつ土なり、鉄鋼スラグを持ち込まなくちゃいかぬのかと。これは法律的には問題はないという執行部の説明はわかるんですが、住民感情からすると、なかなかそこが解けない。これは、もう何回やっ

ても多分解けない部分があると思うんですね。

だから、やっぱりこれは県政として、商工も環境生活部も水産もやっぱり主になって、ちゃんとした、まあ証明も、検査結果もちゃんと出ておりますけれども、そういうことも含めて、将来のことも含めてやはり考えていかないと、御所浦住民のかつての悲願であった架橋建設も、今のところ中止状況にあるし、自分たちだけがサイドに置かれて、こういう心配事だけ持ってこられているというやっぱり空気があるんですね、住民の方々に。この辺は大変な——私たちもよくわかりますし、その辺のこともひとつ考えながら、酌量しながら、粘り強く天草市と連携をとってやっていただきたいと思いますので。これはもうお願いですけれども、よろしく願います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」「採択」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、今継続と採択という意見がありましたので、まず継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、請第18号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から資料に従い報告をお願いいたします。

○磯田政策審議監 それでは、私のほうから、今議会に提案しております熊本復旧・復興4カ年戦略の案について御報告させていただきます。

お手元、A3のこのカラー版と冊子が置いてあるかと思えます。そちらのA3の紙をごらんいただければと思います。

4カ年戦略は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政運営の基本方針として県政全般に関する取り組みを記載しておりますので、当委員会においても、その概要を御説明させていただくものでございます。

それでは、A3の資料をごらんください。

新たな4カ年戦略は、蒲島県政3期目の基本方針として――右のちょっと上のほうに書いてございます平成31年度までの期間で取り組む施策等をまとめたものでございます。

被災者の生活再建と熊本地震からの創造的復興が県政最大の課題であるため、復旧・復興プランのおおむね4年間の取り組みを基本としております。

また、これまで蒲島県政2期8年の成果を生かし、さらなる発展につなげるため、昨年10月に策定した熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに加え、知事が選挙で県民にお約束した取り組みを盛り込んでおります。

資料の左側の基本理念でございます。

この戦略により、県民総幸福量の最大化に向け、災害に強く、誇れる<sup>なから</sup>資産を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本の創造を目指すこととしております。

その横の基本目標は、復旧、復興と従来からの人口減少社会への対応、その2つを合わせ、熊本地震からの創造的復興に何が必要かという観点から、総合戦略の基本目標を見直したものとなっております。

そして、基本目標を達成するための取り組みの方向性を4つ右側のほうに掲げ、実現に向けて13の施策により展開してございます。

1の安心で希望に満ちた暮らしの創造では、3つの施策を展開し、災害が起きても安全、安心に生活でき、女性、若者、高齢者、障害者が活躍でき、子育てしやすい生活環境で、夢と希望に満ちた暮らしの創造を目指すこととしております。

2の未来へつなぐ資産の創造では、3つの施策で、震災で甚大な被害を受けた熊本の基盤の再生や有明海、八代海の再生など、未来の礎を築くために、次代へつなぐ資産の創造を目指しております。

一番右側のほう、3の次代を担う力強い地域産業の創造では、5つの施策を展開し、被災した農林水産業や商工業など、地域産業の復旧とともに、災害に強い経営基盤の確立、観光産業の革新や人材確保・育成を行い、力強い産業の創造を目指してまいります。

4の世界とつながる新たな熊本の創造では、2つの施策で阿蘇くまもと空港の復旧、機能強化や熊本港、八代港の海外展開拠点化を推進するとともに、国際スポーツ大会開催等を通して世界とつながる熊本の創造を目指してまいります。

これらの取り組みを進めることで、熊本地震からの創造的復興、将来世代にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造を目指してまいります。

なお、下段にありますとおり、川辺川ダム

問題、水俣病問題などについて、引き続きしっかりと対応してまいります。

また、各施策の着実な推進に向け、政策評価を活用した成果重視の県政運営や、市町村と連携した復旧、復興など、地域創生の推進に取り組んでまいります。

最後に、この4カ年戦略は、10月5日から11月3日まで実施したパブリックコメント、11月2日に開催した幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごと」づくり推進会議における意見等を踏まえ、作成しております。

報告は以上でございます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、前回9月29日の当委員会で御報告した後の状況について御説明いたしたいと思っております。

1ページ、一番上の1のところでございますけれども、まず10月2日でございますが、県の認定審査会を開催し、40件の審査を行いました。なお、審査結果については、括弧書きになりますが、11月18日付で38件の棄却処分を行っております。残り2件は、審査会からの答申が保留されております。

また、11月27日ですが、県の認定審査会を開催しまして、これは本年度4回目の開催となりましたけれども、50件の審査を行いました。

最後に、12月7日ですけれども、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務づけ等請求訴訟、これは水俣病の患者発生を食中毒事件として取り扱い、調査等の実施を求める訴訟でございますが、東京地裁から国、県勝訴の判決が出されました。

次に、2の認定業務の状況ですが、(1)の認定申請の状況につきましては、11月30日現

在の認定申請件数は1,207件となっております。このうち、括弧書きになりますけれども、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めている方は10件となっております。

(2)の認定検診の状況につきましては、県外の医療機関等への委託検診のほか、水俣市立総合医療センターなどにおきまして、県からの派遣医師による検診を実施し、検診促進に努めております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況につきましては、(1)につきましては、先ほど主な経緯のところでお説明したとおりであります。

(2)ですけれども、現在、国、県、チッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が5件、水俣病認定義務づけ等請求訴訟など行政訴訟が3件の合計8件の訴訟が提起されております。いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

当課から、2点ほど御報告申し上げます。

4ページをお願いします。

まず、国立公園満喫プログラム、阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム2020の策定についてでございます。

プログラムはまだ案となっておりますけれども、これは、11月16日、あさってでございますけれども、開催されます阿蘇くじゅう地域協議会で承認されるということによるものでございます。承認されますと、年内に国への報告という手順になっております。

内容につきましては、観光復興会議等の御提案の趣旨に沿った内容あるいは市町村、民間団体からの御意見、いろんな御提案が織り込まれた状況になってございます。

それでは、主な項目を絞って説明を申し上げ

げます。

プログラムの目標は、インバウンドの倍増でございます。左上の2020年の目標欄にありますように、訪日外国人来訪者を、27年度の68万人から140万人としております。

コンセプトとしましては、中央にございますように、復興の大地、草原のかほり、火山の呼吸、風が遊ぶ感動の大地としておりまして、大きく4つに分けております。

1,000年もの間、人の手で引き継がれてきた広大な草原空間の活用と保全、世界ジオパークにも認定されております火山と草原がつくり出す大景観の力の体験、それから、自然の中で育まれてきた地域特有の文化、多様な温泉・湯治文化、災害の体験を生かし、安全に楽しめる国立公園へとしております。

ターゲットとしましては、欧米、オーストラリアの個人旅行者、それから、ボリュームゾーンであるアジアの団体ツアーとしております。

それから、課題としましては、その下にありますように、滞在型観光に不可欠な上質な宿泊施設やアクティビティーあるいはプログラム不足、雄大な自然観光を阻害する工作物、老朽化した施設の改善、噴火など自然災害からの安全対策等でございます。

主な実施事項としましては、中段囲いにありますように、課題解決に対応したものとあわせまして、ビューポイントの重点的改善、観光サインの多言語化、情報の一元化あるいは情報の発信、2次交通や通信環境の改善、それから、いろんな施設等の中でビジターセンター等の公共施設の活性化、あるいはこういったものを案内しますガイド等の導入、それからエコツアー等の造成等でございます。

それから、その下にありますビューポイントでの主な取り組みでございます。

これにつきましては、阿蘇で5カ所、大分県のくじゅうで6カ所としておりまして、当県におきましては、阿蘇山上地区、大観峰、

菊池溪谷等におきまして、ビジターセンター等やあるいは情報発信基地の施設整備を中心としております。くじゅう地域におきましては、主としてソフト的な取り組みを中心とした計画としております。

それから、アクセスルートとしましては、左下の囲いでございますけれども、熊本県側からとしましては、ミルクロードとグリーンロードを記載しております。

また、右下でございますけれども、国立公園へのプロモーションとしましては、情報の発信あるいは多様な関係者の方々との連携を持っていくということとしております。

ステップアッププログラムにつきましては説明を終わります。

続きまして、5ページをお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの現在の状況でございます。

鹿児島県出水市におきまして、高病原性鳥インフルエンザが、先月11月18日に、鶴のねぐらの水からウイルスH5N6亜型が、確定で陽性の判明をしております。翌19日に、死亡して回収しましたナベヅルから、遺伝子検査の結果、陽性反応が確認されました。

このことから、回収地点から10キロ圏内が国の野鳥監視重点区域に指定されまして、全国の対応レベルをレベル3以上に引き上げたところでございます。また、この10キロ圏内に水俣市の一部が入っていたことから、県内全域を国と同等レベルの熊本県緊急死亡野鳥等調査区域に指定しまして、検査基準を最も厳しいものに引き上げております。

12月5日現在におきまして、ナベヅル、マナヅル、カモ類20羽の死亡野鳥から、確定検査で陽性反応となっております。

また、2にありますように、現在、県では、検査基準を最も厳しい基準に引き上げたのにあわせまして、11月22日、12月1日に、県庁内部あるいは関係者を集めました会議、あるいは野鳥の会への協力確認を行ったとい

うところで、監視強化等を行っているところでございます。

また、参考としまして、3で示していただきますように、農林水産部畜産課の対応状況でございますが、現在、水俣市採卵鶏農家5戸への立入検査の実施あるいは防疫資材10万羽規模の備蓄、それから県職員の動員等の準備を整えておるという状況でございます。

裏面をお願いします。

裏面には、図1で、野鳥のサーベイランスの流れを図示しております。

左下の検体の発見から県の簡易検査、それから、陽性、陰性の結果による流れ、鳥取大学での専門機関による確定検査までを示しております。また、公表の基準も示しております。

表1では、調査基準に示しております現在の国、県の体制を示しております。

自然保護課からは以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

環境生活部報告事項の資料7ページをお願いいたします。

熊本地震に係る公費解体等の状況について御報告を申し上げます。

まず、1の(1)公費解体の進捗状況ですが、10月末から、県全体で2,500棟余り解体が進みまして、11月末時点で8,500棟余りが解体済みとなっております。進捗率は、解体想定棟数をベースにしますと26.2%、実際の申請棟数をベースにしますと35.9%と、前月末からそれぞれ5.4%、8.4%の増となっております。これまでに比べ、やや上向きの進捗となっております。

なお、解体想定棟数につきましては、市町村からの月例報告に基づいて集計しておりますため、11月末時点では3万2,600棟余と、9月議会で御報告しましたときより3,800棟余増加しておりますけれども、10月末が公費

解体予約受け付けの締め切りだった熊本市からの報告の増によるものでございます。

次に、(2)の今後の解体計画でございますが、グラフの点線部分は、個々の市町村の計画を積み上げたものでございます。来年の12月ごろにはほぼ100%に近づき、発災後2年以内には解体処理が終了する予定となっておりますけれども、今までのところ、計画と実績はほぼ重なっております、全体としては計画どおりの進捗でございます。

とはいえ、生活再建を急ぐ被災者の皆様を少しでも後押ししていくため、(3)のとおり、加速化のための対策を進めております。

1点目として、解体工事業者班数の確保でございますけれども、当初に協力いただいた県内建設業界の公共事業へのシフトなどを踏まえまして、県解体工事業協会で、県外事業者も含めまして、解体班数の確保、増加を進めますとともに、今年度内に7市町村で解体工事が終了する予定ですが、そういった早期に解体が終了する市町村の解体工事業者を、解体終了がまだまだ期間等を要する市町村に振り向けていくということとしております。

2点目としまして、1棟当たりの解体に要する日時を短縮する方策でございますけれども、被災者による思い出の品の取り出しのための時間の短縮というのはちょっと難しいところでございますが、解体時の混合廃棄物の分別などの工法や基準を一部緩和いたしまして、解体工事業者の手間を少しでも減らす取り組みを進めてまいっております。

3点目としまして、解体による廃棄物の受け入れを拡大する対策でございますが、7市町村からの受託処理を行う県の2次仮置き場におきましては、9月末からの木くず、10月末からのコンクリート殻、瓦に続きまして、先週末の9日から、益城町の全壊家屋の混合廃棄物の受け入れを開始いたしました。来週から、機械と人力による破砕・選別処理を開

始いたしまして、処理能力を確認しながら、徐々にフル稼働に移っていく予定で進めております。

8ページをごらんください。

2、二次仮置場についてですが、県内の主要な産業廃棄物処理事業者で構成いたします熊本県災害廃棄物処理事業連合体に処理を委託しておりまして、7市町村の災害廃棄物を対象に、先ほど公費解体の加速化策の3点目で御説明しました順序で、廃棄物の種類ごとに、順次運用を開始しているところでございます。

次に、3、広域処理の状況についてですが、県内での処理能力が不足する木くずや畳、瓦につきましては、表のとおり、九州内だけでなく、九州外も含めまして広域的に処理を進めているところでございます。

処理先は、市町村の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理事業者、セメント工場、バイオマス施設と多岐にわたっておりますけれども、今後の発生量にあわせまして、さらなる搬出先の確保を行い、広域処理の拡大を図ってまいり予定でございます。

参考としまして、直近時点における重量ベースの処理状況を記載しております。

10月末時点で、全県で71.5万トンが処理されておりまして、進捗率は36.6%、再生利用率は、目標の70%に対し、現時点では60.7%となっております。8月末までは、いわゆる片づけごみの焼却、埋め立てが中心でしたがために、52.4%と低くなってまいりましたけれども、家屋解体の廃棄物が中心となりました9月、10月の再生利用率は、約80%となっております。徐々に目標に近づいておるところだと考えております。

なお、注書きに記載しておりますけれども、10月以降、各市町村において災害査定が実施されておりますが、この際、各市町村が廃棄物の発生量を推計して国に報告しております。先日、環境省のほうから報告がござい

まして、その合計は316万トンとなっております。

最後に、4、その他でございますが、6月に定めた県の災害廃棄物処理実行計画の見直しについてでございます。

9月時点では、年末には見直しをしたいということで御説明いたしましたけれども、熊本市や益城町を初め多くの市町村で、公費解体申請の受け付けが本年度末までとされておりまして、冒頭で御説明した公費解体の進捗状況の中でも、申請棟数が想定棟数のまだ7割強となっておりますのを見ましても、今後も数値が変動していく可能性が十分でございます。

先ほどの環境省報告の数値もでございますけれども、東日本大震災などの先例でも、発災後1年で見直しを行っておりまして、もう少し実績を踏まえて見きわめていく必要があるというふうに考えております。

ついては、今後も公費解体の進捗をしっかりとフォローしながら、実行計画については、発生推計量も含めまして、来年4月ごろに見直す予定としております。

引き続き、早期の災害復旧、復興へ向けて、誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○内野幸喜委員長 今1から5までの報告の説明が終わりました。まず、この1から5までの報告についての質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○高島和男委員 自然保護課、鳥インフルエンザについてお尋ねしたいと思うんですけれども、お話しのように、インフルエンザが発生をしたということを仮定としたときの備蓄であったり、職員の皆さんの動員あたりのリ

ストというのはできておるようでございますけれども、この鳥インフルエンザを予防するためには石灰しかないんですかね。

といいますのが、実際に養鶏農家の方からやっぱり相談がありまして、かかったらもうどうしようもない、もう埋めるしかない。今石灰をまいていると、しかしながら、やっぱり大規模なものですから、雨も降ったりすると石灰がまた流れてしまう、そして、マンパワーが不足する、散布するにも時間もかかる、経費もかかる、ほかに何か行政としてないんですかねというような相談があったんですが、いかがでしょうか。

○中尾自然保護課長 これにつきましては、基本的には、野鳥、渡り鳥が持っている病原菌でございます。また、一方で、国内に入りますと、家禽への伝染は、ちっちゃい虫とかも入ってまいります。今現在、大きな農家の方々はネットをかぶせていらっしゃるんですけども、基本的にそれで完全に守れるかと、さっき言いましたように、ちっちゃな虫も入ってまいりますから、非常に厳しいと。現状では、今おっしゃったような、そういう消石灰であるとか、発生した周辺での薬剤処理とかいうのでしか今のところないという状況でございます。

○西岡勝成委員 この鳥インフルエンザの件ですけれども、牛深は、出水に行く鶴の飛行ルートなんですね。鶴葉山という名前がついている場所もあるぐらいで、牛深の上を歩いていく。牛深は、魚類養殖があり、水産加工業があるものだから、ヒッチコックの鳥みたいにいっぱいカラスとかトンビがいるんですよ。

そういうのが、たまたま何かの原因で死んでいるのもあるんですけれども、そういうものを見つけたら、まず注意事項、まあ保健所に連絡するとかというのはあるんですけれど

も、天草には天草大王という養鶏がありまして、そういうのが1回出ますと大変なことになるので、予防措置あたりは——まあ、ルート上にあるので心配するんですが、何かしてありますか、天草の養鶏場。

○中尾自然保護課長 今お話ししましたように、基本的に野鳥が入ってくる分につきましては、畜産課のほうから各農家の皆様に、まずネットをかぶせてくださいということはまず一番にお話ししているかと思っておりますけれども、それが今のところ最善な対応策ということでございます。それにつきましては、いろんな情報、あるいは職員、市町村を通して周知徹底しているという状況でございます。

○西岡勝成委員 素人が仮に死んだ鳥を見つけた場合は、注意事項は何かあります。

○中尾自然保護課長 まず、広報で流していますのは、見つけましたら、絶対さわってください、あるいは第一報を県にください、あるいは警察にくださいということはお伝えしております。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○末松直洋委員 公費解体の件についてですけれども、今後は順調に進められていくということですが、現在、加速化の対策として、今後県全体で140班が予定されているということですが、今現在では何班ぐらいがその工事にかかっておられるのでしょうか。

○久保循環社会推進課長 現在、公費解体で実働している班数ですね。これは、711班入っておるということです。

○末松直洋委員 それでは、今後は140班に

減るといふことなんですか。

○久保循環社会推進課長 実際、どのくらい建設事業者のほうで公共事業のほうにシフトをしていかれるか、ここについてはなかなかちょっと把握はできておりませんが、その減分を見越して140班を充てて、解体班数を維持したいというふうに考えております。

○末松直洋委員 今おっしゃられたように、被害がひどかった阿蘇、上益城、宇城地域は、これから公共工事がどんどん出てきて、とても解体の仕事にはつけないということをお聞きしますので、この班数で足りるのかなというのをちょっと私は心配しておりますけれども。

○久保循環社会推進課長 県内の事業者だけではなかなか難しいところもあると考えておりますので、九州管内の事業者にもお声かけをして、ぜひ参加していただくという形で数を維持していくということを考えております。

○末松直洋委員 建設業者の人からお話を聞けば、人さえおれば解体も受けられるんだがなということも聞きます。先ほど有効求人倍率のお話も出ていたんですけども、なかなか若い人たちが来てくれないということで、非常に困っておられます。そこら辺の兼ね合いもあって、順調に進んでこの計画どおりにいけば安心なんですけれども、そこら辺は大丈夫でしょうね。

○内野幸喜委員長 久保循環社会推進課長。でも、確かに心配なことですからね、そこは。

○久保循環社会推進課長 一応、その御心

配は、我々も、業界のほうからいろいろ話は聞いておりますけれども、それがゆえに、慎重に、各市町村と一緒に進捗状況をフォローしていきたいというふうに考えております。

○末松直洋委員 ぜひよろしく願いいたします。

○高島和男委員 公費解体の解体の工期を短縮するというところで、分別の方法を一部緩和するというお話だったと思うんですが、ちょっと具体的にそこを教えてもらっていいですか。

○久保循環社会推進課長 解体基準の緩和につきましても、例えば——もちろん混合廃棄物とか何かでどうしても分別してもらわなきゃいけないもの、例えば危険物ですね。ガスボンベとかが入っている場合もございまして、有害物、農薬とか殺虫剤とか、そういったものが入ってくる場合もございまして、そういったものは最低のけてもらおうとしましても、例えばコンクリート殻の大きさを、今まで15センチ以下としてくれとしていたのを、例えば50センチまでは受け入れるとしたり、例えば木くずのほうにつきましても、金属類で耐震プレートとかアンカーボルトとか、そういった大きなものは従来どおりのけてもらいますけれども、そういったサイズ面とか付着物については緩和したりとか、そういった形で対応しようと考えておるところでございます。

○高島和男委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、ここで一旦5

分間休憩をとらせていただきたいと思います  
が、大丈夫ですか。

○岩中伸司委員 大丈夫。

○内野幸喜委員長 休憩とらなくていいです  
か。

○岩中伸司委員 もう後は長うなからう、そ  
がん。

○内野幸喜委員長 じゃあ、引き続き報告事  
項の6番の説明をお願いいたします。

○磯田政策審議監 それでは、商工観光部関  
係の報告事項の冊子のほうをお出しいただけ  
ればと思います。

私のほうから、インデックスの1の熊本県  
中小企業振興基本条例に基づく取組みについ  
て御報告をさせていただきたいと思いま  
す。

この条例は、議員提案で平成19年に制定さ  
れ、平成26年12月には小規模企業振興の基本  
方針を加える改正がなされ、本県の中小企業  
振興対策の基本となっているものでございま  
す。

では、インデックスの1がついているA3  
の紙のほうで説明させていただきたいと思  
います。

資料の左側でございますが、平成27年度の  
主な取り組みの成果をまとめております。

Iの条例の周知・中小企業者の受注機会の  
増大等につきましては、条例の周知に——特  
に改正もしておりましたので、重点的に取り  
組むとともに、県発注の工事、物品、役務に  
対して、中小企業の受注機会の増大に取り組  
んでおりまして、平成27年度は85%を確保し  
ております。

IIの中小企業振興に関する基本方針に基づ  
く取組みにつきましては、主な施策の成果を  
条例の基本方針の起点に沿って整理をしてお

ります。

このうち、平成27年度から新規に取り組ん  
だものとしては、この2つ目のダイヤのとこ  
ろ、経営の革新の促進のところ、中小企業の  
攻めの経営を担う人材確保を支援するプロフ  
ェSSIONAL人材戦略拠点の設置、それか  
ら、一番下にございますダイヤのところ、誰  
もが安心して働き、活躍することができる雇  
用環境の整備のブライ企業39社の認定など  
がございます。

それから、IIIは、平成26年度の条例改正に  
より設けられた小規模企業振興に関する基本  
方針に基づく取組みでございます。

小規模事業者等の経営革新、創業等を図る  
ために、セミナーの開催、専門家派遣による  
支援、ものづくり人材の育成支援等に取り組  
んだところでございます。

次に、資料の中央部分、黄色い部分でござ  
います。ごらんをいただければと思います。

今年度の事業実施に当たっての現状と課題  
をまとめております。

4月に発生しました熊本地震により、中小  
企業の方々も、経済活動の著しい停滞や観光  
客の減少等に直面してまいりました。これに  
対応するために、企業を潰さない、雇用を守  
る、痛んだ地域産業を支えることは何よりの  
課題となっております。

また、下のほう、先ほどからも話になっ  
ておりましたが、従前から課題であります人口  
減少につきましては、地震により人口流出の  
加速化という問題も生じております。このた  
め、引き続き、若者の県内への定着、本県へ  
の人材還流、雇用創出、新たな販路開拓や需  
要喚起といったことが必要となっております。

これらの課題に対応して、平成28年度に実  
施する主な項目を、右側緑の部分にまとめて  
おります。

熊本地震からの復旧・復興の推進につつま  
しては、御承知のとおり、制度融資の拡充や

グループ補助金での中小企業の施設、設備の復旧について取り組んでいるところでございます。

また、雇用維持や離職防止に係る取り組み、県産品の販路や市場の回復に対する支援、観光需要の回復のため、九州ふっこう割を実施しております。

次に、地方創生の更なる推進について、主な取り組みを記載しております。

1つ目のIT、BPO・コールセンター等の4分野の人材育成は、今年度からの取り組みで、震災離職者の雇用支援や若者流出防止等を図ってまいります。

また、2つ目のブライツ企業の認定や普及啓発に引き続き取り組み、県内の魅力ある企業をPRし、若者の県内での就職促進を進めるとともに、本県への人材還流促進を図るため、新たにUIJターン就職支援センターを設置してまいります。

さらに、リーディング企業等の創出や観光関連産業も対象とした雇用創出に取り組むとともに、海外との経済交流の促進を通じて、県産品の販路拡大に取り組んでまいります。

以上、概要を簡単に御説明いたしました。2ページ以降の冊子のほうに説明した内容を、さらに、16ページ以降に、昨年度と今年度の取り組み一覧をまとめておりますので、詳細はこちらを御参照いただければと思います。

今後とも、当条例に基づき、熊本地震への対応を初め、中小企業の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○石元労働雇用創生課長 報告事項のインデックス2、熊本県産業人材の確保・育成及び県民の活躍支援に関する計画について御説明いたします。

A3判の概要版を御用意しておりますので、そちらで説明させていただきます。

この計画は、先ほど説明がありました熊本復旧・復興4カ年戦略の策定に合わせ、労働、人材育成に係る個別計画として取りまとめ、策定の手続を進めております。4カ年戦略に合わせて、計画期間は平成31年度までの4カ年でございます。

外部の有識者を含む労働審議会で4回にわたり審議していただき、また、11月のパブリックコメントを経て、今月最終案を取りまとめましたので、その概要について御報告いたします。

なお、ことし2月の常任委員会におきまして、一度骨子案という形で御報告させていただいておりますが、その後発生した熊本地震からの復旧、復興に向けて、内容の見直しを行っております。

それでは、概要の説明に入ります。

まず、上段左側の本県の労働、産業人材育成行政を取り巻く情勢についてですが、有効求人倍率が1.0倍を超える月が2年以上続いております。また、生産年齢人口の減少や若者の県外転出超過等により、人材不足が生じているという状況でございます。

このような中、熊本地震により、雇用の場である企業の被災、若者のさらなる県外流出、復旧工事の増加等に伴う有効求人倍率の上昇等が見られ、従前からの産業人材不足が今後一層進んでいくことが懸念されます。

これらの現状を踏まえまして、右側に課題を整理しております。

産業人材の確保、育成については、地震発生以前から取り組んでまいってきたところでございますが、今後、これらの地方創生に向けた取り組みを加速化させるとともに、地震により新たに発生した復興人材の確保や育成などの課題にも対応する必要があると考えております。

その下の段に記載しております基本目標である、熊本地震を克服し、働く場所として選ばれ、誰もが輝き、夢あふれる熊本の実現に

向け、下の段にお示ししています4つの計画推進の主な取り組みに沿って施策を展開することとしております。

1、産業・復興人材の確保につきましては、雇用の維持を図るとともに、県内就職を促進し、熊本の復興や地方創生につなげる取り組みを行っていくこととしております。

被災企業等の雇用維持支援や震災離職者等の就職支援、新規学卒者の県内就職の促進、ブライツ企業のPR等による県内企業の魅力発信、建設等人手不足分野における人材の確保、中小企業の人材確保、留学生の県内就職の推進に取り組んでまいります。

次に、右側の2、県外からの還流促進につきましては、県外から人材を呼び込み、熊本の復興や地方創生につなげる取り組みを行っていくこととしております。

UIJターン就職支援センターの設置による還流促進、県外の大学等と連携した就職支援等に取り組んでまいります。

次に、左下の3、活躍支援・魅力ある職場づくりの推進につきましては、誰もが活躍でき、安心して働ける労働環境を整備し、熊本の復興や地方創生に向けた人材確保等につなげる取り組みを行っていくこととしております。

女性の社会参画の加速化、高齢者、障害者等の就労支援、働き方改革の推進、働きやすい職場環境の整備等に取り組んでまいります。

その右の4、産業・復興人材の育成につきましては、熊本の復興及び将来を担う人材を育てる取り組みを行っていくこととしております。

地域の産業ニーズに応じた人材の育成を行うとともに、幼少期からのキャリア教育や企業、学生双方にとって有益となるようなインターンシップの実施等に取り組んでまいります。

最後に、その下段ですが、計画の着実な推

進に向けて、労働局と連携、協力し、推進していくこととしております。

以上、労働人材育成に係る計画の概要でございました。労働雇用創生課からの報告は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

同じ資料のインデックス3、阿蘇採石場の終掘に向けた取組みについて御説明いたします。

お手元の資料の、1枚めくっていただいて、3ページのほうにA4横の写真がございます。

向かって左側、正面左側の村本建設工業、その横の島村組の2社が、現在操業中でございます。島村組の右側、南九州砕石、阿蘇町営砕石場は、既に終掘しているところでございます。

申しわけありませんが、1ページのほうにお戻りをお願いします。

1番の経緯でございますが、発端は、平成23年度に島村組から、平成24年度から採取区域を拡張したいという協議があったことでございます。県では、庁内のPT会議を開催し、対応方針を決定しました。対応方針は、その下の四角囲いがございます。

(1)の平成24年度に拡張する計画につきましては、認めない。そして、拡張計画によらない防災対策等を検討すること。(2)の平成28年末終掘に向けた対応については、地元との終掘協定、実は、この2事業者とも、平成14年に、平成28年末をもって終掘という終掘協定を地元と結んでおりました。その協定に基づき、終掘に向けて取り組むことといたしました。

その下に参考で記載しておりますが、昭和54年に、この地域が国立公園特別地域になり、新たな採石はできなくなりました。既に操業中の5社につきましては、既得権が認め

られ、このうち2社は、県と終掘協定を締結し、平成16年度までに終掘しました。その後、1社が、平成16年度末に自主的に終掘しました。今回の2社は、平成14年3月に地元と終掘協定を締結し、現在に至っているところでございます。

このような中、平成24年7月に阿蘇で大水害が発生し、地元には防災面の不安があることがわかりました。県では、地元説明会を開催するとともに、庁内PT会議で検討を重ねました。その結果、防災面から3つの課題が整理されました。

矢印の下に課題を書いております。

1点目は、直壁面の安全性です。

村本建設工業の現場は直壁になっており、これを上部からベンチカットしようとするれば、平成28年末の終掘には間に合わないこととなります。そのため、直壁を残さざるを得ません。この直壁の安全性を確認しなければならないということが課題1になっております。

2点目は、最上部からのベンチ形成と作業道の修景でございます。

恐れ入りますが、資料の4ページ、最後のページの上の段、写真のほうで見ていただきたいと思っております。

写真の左側の黄色で囲んだ部分、これが作業道になります。地元は、作業道が崩れたり、作業道からの水が左側の谷に流れ込んで土砂が落ちるといった不安を持っております。

3点目は、貯水池の埋め戻しです。

写真の中に赤色で囲んだ部分が貯水池でございます。この写真は、平成24年当時のものでございます。現在は、地震による崩落岩石により約4分の3が埋まっている状況です。もともと約40万立米の大きな穴で、ここに水がたまって崩落し、地元の方々は、それについて大変恐れております。

この3つの課題をクリアすれば、地元と合意できる可能性があることがわかり、検討に

入りました。

恐れ入ります。最初のページ、1ページをお願いします。

下のほうの課題への対応をお願いします。

(1)の直壁面の安全性への対応でございますが、採石場のボーリング調査や観測調査などを行った結果、かたい岩盤が入っており、直壁面の安全性は確認できました。また、今年度地震に伴う斜面崩落等について調査を実施中ではありますが、崩落箇所は村本建設工業と島村組との境界部分でございまして、この直壁面等については崩落はありませんでした。

2ページをお願いします。

(2)の課題2、ベンチ形成と作業道の修景への対応でございますが、業者への指導を強化し、認可期間を4カ月に短縮しております。そして、その間、月2回の現地指導を行っております。

(3)の終掘に伴う防災対策への対応でございますが、関係部局で終掘時の防災対策案を策定いたしました。ポイントは3点でございます。貯水池は全て埋め戻し、貯水池の外に排水路を設置し、下流の河川に雨水を流す。埋め戻し、排水路整備の事業主体は、県及び阿蘇市としました。

この対応方針に基づき、地元車帰区、採石業者、阿蘇市と、平成28年12月末、今月末の終掘について合意いたしました。

なお、終掘につきましては、採掘行為、石をとる行為の終了を意味しておりまして、今後は、業者が、1年から3年程度かけて緑化やプラント撤去等の跡地整備をすることとしております。

防災対策事業の詳細につきましては、4ページをお願いいたします。

下段のほうに表であらわしております。この表が、終掘に向けた工程表でございます。

平成28年の縦の赤い線は、終掘予定の平成28年12月を示しております。平成28年度から

は、写真のちょうど中ほどにあります朱色で囲った排水路、林地部の工事を施工いたします。市道の側溝につきましては、阿蘇市が、平成29年度以降、着手する予定です。

申しわけありません。もう一回2ページのほうにお願いします。

3の平成28年度の取組状況でございます。

課題1の直壁面の安全性への対応につきましては、先ほど説明したとおり、地震の影響による崩落について調査実施中ですが、直壁面の崩落はございませんでした。また、ベンチカットした部分、作業道の崩落もございませんでした。

(2)のベンチ形成、作業道の修景への対応については、引き続き業者への指導強化を行ってまいります。

(3)の課題3、終掘に伴う防災対策への対応につきましては、防災対策工事の水田部の排水路工事が完了し、引き続き、先ほど申しました、林地内の排水路工事を実施予定でございます。

(4)地元地区説明会では、終掘に伴う事業の説明を行うとともに、採石場の合同パトロールを実施しております。

(5)の阿蘇採石問題検討PT会議の開催につきましては、各部局の協力を得ながら、対応方針を検討、決定してまいります。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○内野幸喜委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 一番最後の説明で、3ページの写真を見ると、阿蘇町営の採石場はびしっとベンチカットしてありますよね。すると、島村組のも、写真で見る限りはベンチカットしてあるかなという感じがするんですが、村本建設工業と南九州砕石跡地を見る

と、ベンチカットがしてない。これは監督責任は県にあるんじゃないの。町のはちゃんとベンチカットしてできている。御所浦の場合も一緒ですけども、されている場合とされとらぬ場合がある——これは監督はどこがするんですか。

○前野エネルギー政策課長 県のほうで、そういう計画を見ながら指導するということになっております。

○西岡勝成委員 まあ、人がおらぬことも私もよく聞いていますが、これは完全にしてないですよ、南九州砕石と村本建設工業は。これはやっぱり監督——町のはきちっとこれはできているから緑化も進んでいるし、こういうところにも私はやっぱり問題があると思うんですね。今までの、要するに県の指導というか、こういうことに関する、まあ人が足らぬということは、100以上の採石場があって4人しかいないということも聞いていますけれども、こういうことがもう許される時代じゃないと思うんですけども、その辺の確保はやっぱりぜひしていかないと、こうしてちゃんとやっている業者とやってない業者が何にも変わらないんじゃない、後からこれはやれと言ってもできませんよ。後から、とってしまってから。この辺はどうですかね。

○前野エネルギー政策課長 御所浦の件も含めまして、私どもの回数なり、そういう指導が行き足らなかったところもあると。

業者によっては、そういう認可の際の計画の図面どおり着実にやっていただく業者もございます。直壁が残ったところとか、図面どおりやっていないところにつきましても、非常に反省をしておりますが、今後は人員体制を整えて、今まで年間1回行けるか行けないかぐらいの回数も、体制を充実して監督、指導に努めていきたいと思っております。

○西岡勝成委員 これはもう大いに反省をして、今後こういうことのないようにしていかないとはいけないと思います。

○岩中伸司委員 今の課長の説明だと、契約をするときに、きちんと工法を含めて、いわゆる法に基づいた形で契約がなされたということで、全くそれを守らない業者がいるんですね、実際。

○前野エネルギー政策課長 採石場につきましては、業者さんのほうは、まだ拡張とかそういうのも考えながら、例えば最終残壁、最終的に残る壁でベンチカット、緑化というのがございます。ただ、後から公園が入ったりとかすると拡張ができなくなるとか、そういうところが出てきますと、なかなか。もっと10メートル、20メートル奥まで行くつもりだったのに、ここでとか、そういう場所もございます。ですから、一概に必ず、手前のほうは直壁だけど、奥に行けたらベンチカットをして緑化をするつもりだったとか、する計画だったとか、後からほかの分が、そういう場所もございます。ですから、場所場所によってですね。

ただ、一応最終残壁、最後に残る壁が出る場所、例えばこの一番左側をこの認可期間中にやって、ここはもう最終ですということであれば、緑化をちゃんと我々は指導をし、その確認をしながらいくべきことだと考えております。

○岩中伸司委員 業者が途中で計画変更というか、もっとやっぱり採石を進めていこうとか、いろんな変更をするときがあるもので、なかなかチェックができないということで理解していいですか。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策

課でございます。

まあ、それだけじゃなくて、確かに西岡委員のおっしゃった監視体制とか、そういうところの不備なところがあつたことは非常に深く反省し、今後、体制の整備について、関係課と今協議をやっているところでございます。

○奥菌商工観光労働部長 阿蘇の件につきましては、私が課長時代からやった関係がございまして、ちょっと申し上げたいと思います。

採石法というのは、高度成長期時代にできました法律でございまして、最初から段々でしたほうが、いわゆる安全性の観点からもいいことはいいんですけども、技術指針としてそういうものがありました。ですから、最初のころは、もう何十年前前は、それほど厳格に守られていなかったということですね。もう10年ぐらい、私が直接やり出したころからは、これはもう組合にこのとおりにやってくださいということで指導を徹底しているわけでございます。ただ、ずっと昔からやられているようなところには、ままこういう例もございまして。

それから、この阿蘇につきまして言いますと、直壁というのは気になったんですね。ただ、これをだんだん削ろうとすれば、またさらに後方まで侵食して何十年かかるかわからない、そういう事態でございましたので、住民の方ともお話しして、この残壁で安全性が確認できるかということで、わざわざボーリングまで掘りまして安全を確認して大丈夫だということをとった上で、じゃあもうこの直壁でそのままにしておこうというような合意を得て、今回、終掘ということになったという状況でございます。

もちろん、今後、そういう段を徹底するというのは、我々の監視が重要でございますので、徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほか質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、昨年、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついでに、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、最後にその他で何かあるでしょうか、その他で。

○溝口幸治委員 1点、済みません、短く行きますけれども、商工観光労働部長に。

きょう、グループ補助金についていろいろ議論がありました。いろいろな御指摘は御指摘としてしっかり対応していただきたいと思いますが、震災発災以来からずっと見てくる中で、まあいろいろ苦情もありますけれども、本当にきちっとその都度修正をして、職員の方がよくやっていると見ています。特に、商工政策課と、あと商工振興金融課と観光課とかも、非常に残業も多いというふう聞いておりますし、これで喜んでる人もたくさんいますので、引き続き頑張ってくださいとは思いますが、見ていて、職員の数が本当にどうなのかなというふ

うに思いました。

先ほど部長がおっしゃったように、誰でもできる仕事じゃないんだというのは、私も自分の経験上、例えば申請書類を出して——きょう厳しい御意見もありましたけれども、出して、それが間違っているものあるいは勘違いによる間違い、あるいは不正を見抜く力というのは本当に必要なんですね、職員は。みんないい人ばかりじゃないんで、この機にどさくさに紛れてという人もいるかもしれない。それを見抜く力というのは非常に大事です。

ただ、一方、きょう御意見が出たように、やっぱり物の言い方とか相手に対する寄り添い方によって、やっぱり全然感じ方が違うので、この両方をあわせ持つという意味で、多分部長は、誰でもできる仕事じゃないということをおっしゃったんだと思いますが、とはいえ、そういう職員を成長させながら、育てながら使っていくというのは非常に大変だと思いますけれども、やっぱりそういう職員をふやしていかないかぬと思うんですね、観光にしても、商工にしても。

というのが、観光課は、去年は国際スポーツがあつて、本来の観光課の仕事よりも、その国際スポーツのほうに比重をとられて四苦八苦したということがあつて、ことしは国際スポーツは別に独立しましたけれども、来年度以降、やっぱりグループ補助金でお金を出して、その後の、例えば融資だとか、いわゆる中小企業、小規模事業者に寄り添ってちゃんと支援をしていかなければ、本当の復興というのはあり得ないと思いますし、観光だって、まだ阿蘇は相当痛んでいます。ふっこう割が終わる、こうなると、ある意味劇薬でしたので、この副作用がどうなるかということも含めて、これは観光にも物すごく力を入れていかないかぬし、国際スポーツは、当然、2019年と期限が決まっていますからね。ここも職員の増員というのもある。

今エネルギー政策課の話聞いていると、何か大変だという話もありますけれども、商工観光労働部自体がやっぱり人をふやして、このまさに震災対応を含めてやっていかないと、今の職員数では非常に心もとないというか、不安じゃないかというふうに思いますので、このあたり来年に向けて、部長としてどうお考えになっているのか。もちろん、人事課、財政課との協議になると思いますが、ぜひ私はしっかりかち取っていただきたいと思っておりますので、その辺も含めてお答えを。

○奥菌商工観光労働部長 応援ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。この地震によりまして商工観光労働部の位置づけといたしましうか、役割もさらに大きくなったと思っております。

その急所に対する目くばせは、現在過渡期でございますので、応急処置的なやつ、今でも他部局から応援はいただいております。ただ、そこが単純なチェックぐらいのところをお任せしていて、肝の、先ほど見抜く力とおっしゃいましたけれども、そういったものはちょっと任せられない部分がありますので、何とかこの1、2、3月はしのごうと思っております。

来年度は、今総務部のほうに一応、一応というか、この事業の大切さを認識していただいておりますので、しっかりとした体制で臨みたい。これは、もちろん観光につきましても同様でございます。頑張らせていただきますので、今後とも御指導方よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長